

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都契約事務規則の一部を改正する規則……………
 ……(財務局経理部総務課)……………一

○東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………
 ……(同)……………一

○東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………
 ……(同)……………一

○東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………
 ……(同)……………二

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
 ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二

公告

○都市計画の案……………
 ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………三

○国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(二件)……………
 ……(都市整備局都市づくり政策部開発企画課)……………四

○都市計画の案(六件)……………
 ……(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………四

○土地収用法施行令に基づく公示送達……………
 ……(東京都収用委員会)……………六

規則

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和八年六月九日
 東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百一十一号

東京都契約事務規則の一部を改正する規則

東京都契約事務規則(昭和三十九年東京都規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「三億五千万円」を「四億五千万円」に、「二億五千万円」を「三億五千万円」に、「四千万円」を「五千万円」に改める。

附則

1 この規則は、令和八年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都契約事務規則第三十条第一項の規定により東京都指名業者選定委員会に付議手続をしている工事の請負については、なお従前の例による。

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和八年六月九日
 東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百一十二号

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部

を改正する規則

東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和三十九年東京都規則第百三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に、「二億五千万円」を「三億五千万円」に改め、同項第二号中「四千万円」を「五千万円」に改める。

第十条ただし書中「三億五千万円」を「四億五千万円」に、「二億五千万円」を「三億五千万円」に改める。

第十一条第一項の表所の長に理事を充てている所の項中「三億五千万円」を「四億五千万円」に、「二億五千万円」を「三億五千万円」に、「四千万円」を「五千万円」に改める。

第三十三条第一項第二号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に、「二億五千万円」を「三億五千万円」に改める。

別表都市整備局の項から環境局の項までの規定中「三億五千万円」を「四億五千万円」に、「二億五千万円」を「三億五千万円」に、「四千万円」を「五千万円」に改め、「三億五千万円」に、「四千万円」を「五千万円」に改め、同表産業労働局の項中「二億五千万円」を「三億五千万円」に改め、同表建設局の項及び港湾局の項中「三億五千万円」を「四億五千万円」に、「二億五千万円」を「三億五千万円」に、「四千万円」を「五千万円」に改める。

附則

1 この規則は、令和八年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都契約事務の委任等に関する規則の規定により局長及び所長が財務局長に契約の締結を請求しているものについては、なお従前の例による。

東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十三号

東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する
契約の委任等に関する規則の一部を改正する
規則

東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任
等に関する規則(昭和四十六年東京都規則第六十号)の一
部を次のように改正する。

第一条第一号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に、
「二億五千万円」を「三億五千万円」に改め、同条第二号
中「四千万円」を「五千万円」に改める。

附則

1 この規則は、令和八年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東
京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等
に関する規則の規定により教育長が財務局長に契約の締
結を請求しているものについては、なお従前の例による。

東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任
等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十四号

東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する
契約の委任等に関する規則の一部を改正する
規則

東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任

等に関する規則(昭和四十七年東京都規則第百十四号の
六)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「三億五千万円」を「四億五千万円」に、
「二億五千万円」を「三億五千万円」に改め、同条第二号
中「四千万円」を「五千万円」に改め、同条第十号中「三
億五千万円」を「四億五千万円」に改める。

附則

1 この規則は、令和八年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東
京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等
に関する規則の規定により警視總監が財務局長に契約の
締結を請求しているものについては、なお従前の例によ
る。

告 示

●東京都告示第七百三十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月九日

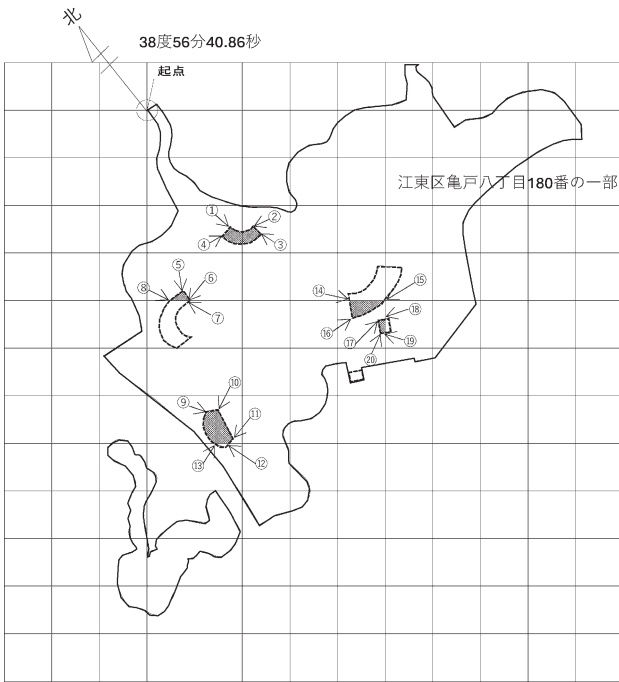
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区亀戸八
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及び
その化合物並びに砒素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、次の座標とする。X座標：-33059.545、Y座標：246.560
座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（38度56分40.86秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 事業敷地
- 単位区画
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域

	X座標	Y座標
起点	-33059.545	246.560
①	-33089.719	244.649
②	-33092.378	248.678
③	-33094.862	248.916
④	-33090.318	242.258
⑤	-33093.954	228.621
⑥	-33096.166	228.482
⑦	-33096.167	228.237
⑧	-33093.587	225.045
⑨	-33116.514	216.434
⑩	-33117.704	218.609
⑪	-33124.498	217.233
⑫	-33124.793	215.930
⑬	-33123.007	213.720
⑭	-33117.417	254.530
⑮	-33121.965	250.158
⑯	-33120.554	252.680
⑰	-33124.308	256.601
⑱	-33125.048	257.893
⑲	-33127.332	256.047
⑳	-33126.825	255.161

公 告

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和八年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域 削除する部分

練馬区石神井台七丁目、関町北二丁目、関町北四丁目、関町東二丁目及び関町東二丁目各案内

第一種中高層住居専用地域 追加する部分

練馬区関町北二丁目地内 削除する部分

練馬区石神井台七丁目、上石神井四丁目、関町北二丁目、関町東一丁目及び関町東二丁目各案内

第一種住居地域 追加する部分

練馬区石神井台七丁目、上石神井四丁目、関町北二丁目、関町北四丁目、関町東一丁目及び関町東二丁目各案内 変更する部分

練馬区関町北二丁目、関町北四丁目及び関町東一丁目各地方
削除する部分

追加する部分
練馬区関町北一丁目、関町北二丁目、関町北四丁目、関町東一丁目及び関町東二丁目各地方

近隣商業地域

追加する部分
練馬区関町北一丁目、関町北二丁目、関町北四丁目、関町東一丁目及び関町東二丁目各地方

変更する部分
練馬区関町北四丁目地内

二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十ニ階北側）及び練馬区役所

三 縦覧期間
公告の日から二週間

四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和八年六月九日

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

追加する部分
東京都都市計画都市再生特別地区（築地一丁目地区）

二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十ニ階北側）及び中央区役所

三 縦覧期間
公告の日から二週間

四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和八年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

追加する部分
東京都都市計画都市再生特別地区（神南一丁目地区）

二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十ニ階北側）及び渋谷区役所

三 縦覧期間
公告の日から二週間

四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画法道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和八年六月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
東京都計画法
幹線街路放射
第二十四号線
削除する部分
新宿区住吉町、愛住町及び富久町各地方

<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び新宿区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び大田区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p>
<p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和八年六月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 東京都都市計画道路</p> <p>幹線街路補助 線街路第七十 四号線 新宿区上落合一丁目、上落合二丁目、中野区東中野四丁目及び東中野五丁目各地方内</p> <p>幹線街路補助 線街路第七 十号線 新宿区上落合一丁目、上落合二丁目、中野区東中野四丁目及び東中野五丁目各地方内</p> <p>削除する部分</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに新宿区役所及び中野区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p>	<p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>令和八年六月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 東京都都市計画道路</p> <p>幹線街路補助 線街路第七十 四号線 新宿区上落合一丁目、上落合二丁目、中野区東中野四丁目及び東中野五丁目各地方内</p> <p>幹線街路補助 線街路第七 十号線 新宿区上落合一丁目、上落合二丁目、中野区東中野四丁目及び東中野五丁目各地方内</p> <p>削除する部分</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに新宿区役所及び中野区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p>
<p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和八年六月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 東京都都市計画道路</p> <p>幹線街路補助 線街路第百四 十一号線 江戸川区西小岩二丁目地内</p> <p>削除する部分</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び江戸川区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p>	<p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和八年六月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画の種類 東京都都市計画道路</p> <p>幹線街路補助 線街路第百四 十一号線 江戸川区西小岩二丁目地内</p> <p>削除する部分</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び江戸川区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p>

練馬区豊玉北六丁目、中村北一丁目及び中村北二丁目各案内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八王子都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和八年六月九日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類

八王子都市計画道路

追加する部分

三・三・十三号下袖木片倉線

変更する部分

八王子市下袖木二丁目、下袖木、絹ヶ丘一丁目、絹ヶ丘二丁目、絹ヶ丘三丁目、長沼町、打越町、片倉町及び小比企町各案内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

土地収用法施行令に基づく公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者についても交付する。受領しないときは、令和8年6月29日の終了をもってその書類の送達が完了したものとみなされる。

令和8年6月9日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘
記

1 事件名

令和7年第19号及び令和7年第19号の2

東京都都市計画都市高速鉄道事業第10号線及び東京都計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第16号線のための土地収用事件

2 送達すべき書類

令和8年5月21日付裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

(1) 住所 不明

ただし、商業登記簿上の住所は、東京都世田

谷区池尻三丁目30番4号

氏名 タカシ不動産株式会社

清算人 不明

(2) 住所 不明

ただし、閉鎖商業登記簿上の住所は、東京都世田谷区玉川台二丁目17番23号

氏名 株式会社光喜地所

代表取締役 不明

4 公示送達に係る土地の所在及び地番

東京都世田谷区桜上水五丁目456番7

5 公示送達に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側）

(2) 掲示を始めた年月日

令和8年6月9日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

